

成田市 地域公共交通会議 交通事業分科会運営規程 新旧対照表

現行	改正案
○ <u>成田市地域公共交通活性化協議会交通事業分科会運営規程</u>	○ <u>成田市地域公共交通会議交通事業分科会運営規程</u>
(趣旨) 第 1 条 この規程は、<u>成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱</u>（以下「要綱」という。）<u>第 10 条</u>の規定に基づき、<u>成田市地域公共交通活性化協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）の交通事業分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第 2 条 分科会は、要綱第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。 (組織) 第 3 条 分科会は、<u>要綱第 4 条に規定する委員のうち以下の委員及び関連する事務を所掌する職員</u>をもって組織する。 (1) <u>第 1 号のうち市長が指名する職員及び関連する事務を所掌する職員。</u> (2) <u>第 2 号から第 4 号の委員又は代表する者が指名する者。</u> (3) <u>第 11 号の委員のうちいずれかの委員。</u> (分科会長) 第 4 条 分科会に分科会長（以下「会長」という。）を<u>おく</u>。 2 会長は、委員の互選により定める。 3 会長は、分科会を代表し、会務を総括する。 4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理	(趣旨) 第 1 条 この規程は、<u>成田市地域公共交通会議設置要綱</u>（以下「要綱」という。）<u>第 10 条第 2 項</u>の規定に基づき、<u>成田市地域公共交通会議</u>（以下「<u>交通会議</u>」という。）の交通事業分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第 2 条 分科会は、要綱第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。 (組織) 第 3 条 分科会は、<u>次に掲げる者</u>をもって組織する。 (1) <u>要綱第 4 条第 1 号の委員のうち市長が指名する者及び関連する事務を所掌する職員</u> (2) <u>要綱第 4 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号の委員又は代表する者が指名する者</u> (3) <u>要綱第 4 条第 15 号の委員のうちいずれかの委員</u> (分科会長) 第 4 条 分科会に分科会長（以下「会長」という。）を<u>置く</u>。 2 会長は、委員の互選により定める。 3 会長は、分科会を代表し、会務を総括する。 4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理

する。

(会議)

第 5 条 分科会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて分科会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

3 分科会の会議の公開については、非公開とする。

4 分科会の会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

(報告)

第 6 条 会長は、分科会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(任期)

第 7 条 任期については、協議会の現委員の任期とする。

(報償及び費用弁償)

第 8 条 分科会の委員の報償及び費用弁償は、要綱第 13 条による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第 9 条 分科会の庶務は、成田市都市部都市計画課において処理する。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

する。

(会議)

第 5 条 分科会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて分科会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

3 分科会の会議の公開については、非公開とする。

4 分科会の会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

(報告)

第 6 条 会長は、分科会の協議経過及び結果について、交通会議に報告するものとする。

(任期)

第 7 条 任期については、交通会議の現委員の任期とする。

(報償及び費用弁償)

第 8 条 分科会の委員の報償及び費用弁償は、要綱第 13 条による。ただし、交通会議又はその他分科会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第 9 条 分科会の庶務は、成田市都市部都市計画課において処理する。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年●月●日から施行する。